

非課税者・子育て世帯対象のプレミアム付商品券事業 取扱店募集要綱

1.趣旨

大任町が実施する非課税者・子育て世帯対象の「プレミアム付商品券事業」の特定事業所（以下、「取扱店」とする。）を募集するため、必要な事項について定める。

2.取扱店の募集受付

令和元年7月26日（金） ～ 令和元年8月9日（金）

3.商品券の利用期間

令和元年10月1日（火） ～ 令和2年1月31日（金）

4.取扱店の登録資格

大任町が発行する非課税者・子育て世帯対象プレミアム付商品券（以下、「商品券」とする。）を取り扱うことのできる事業所の登録資格は大任町内の事業所等とする。

5.商品券の利用制限

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (3) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 商品券、切手、郵便はがき、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (7) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む）
- (8) 特定の宗教や政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの
- (9) その他、町が適当でないと認めたもの

6.利用済み商品券の換金方法

- (1) 利用済み商品券は、大任町商工会（以下、「商工会」という）にて換金する。
- (2) 令和元年10月7日（月）～令和2年2月10日（月）（午前10時から午後4時）までの毎週月曜日に限り換金する。月曜日が祝日の場合は祝日明けに換金する。
- (3) 取扱店は換金の際、受入れ商品券の裏面に領収の事業所名と印鑑を押印する。
- (4) 受入れ商品券と同額の小切手にて換金する。現金、口座振り込みでの換金はしない。
- (5) 換金手数料はなし。

(6) 取扱店は別に実施される「しじみの大ちゃん商品券」と分けて商工会に持参する。

7.取扱店の責務

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

8.取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、商工会へ登録申込書を提出する。
- (2) 商工会は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材（ステッカー等）を配布する。

9.登録取扱店の周知

対象者への購入引換券送付時に、取扱店の一覧を同封

※申込時期により掲載が間に合う店舗のみ

10.取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。

11.取扱店資格の喪失

大任町は、本要項7に定める行為に違反する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

12.紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

13.届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

以上